

大津市 感染症予防計画 概要版(案)

令和 5 年 9 月 1 1 日
大津市健康保健部保健予防課

「大津市感染症予防計画」の骨子

予防計画の概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十条第十四項の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針に即して、本市における感染症対策の総合的な推進を図るための基本計画を策定する。

第1 予防の推進の基本的な方向

- (1) 事前対応型行政の構築
- (2) 市民に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策
- (3) 人権の尊重
- (4) 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応
- (5) 市の果たすべき役割
 - ① 基本的事項
 - ② 都道府県連携協議会への参画
 - ③ 都道府県との連携
 - ④ 感染症発生時の体制整備
- (6) 市民の果たすべき役割
- (7) 医師等の果たすべき役割
- (8) 獣医師等の果たすべき役割

第2 予防及びまん延の防止のための施策

- (1) 予防のための施策
 - ① 感染症の発生の予防のための施策に関する考え方
 - ② 感染症発生動向調査
 - ③ 結核に係る定期的健康診断
 - ④ 食品保健対策との連携及び環境衛生対策との連携
 - ⑤ 関係各機関及び関係団体との連携
- (2) まん延の防止のための施策
 - ① 患者発生後の対応
 - ② 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院
 - ③ 感染症の診査に関する協議会
 - ④ 消毒その他の措置
 - ⑤ 積極的疫学調査
 - ⑥ 食品保健対策との連携及び環境衛生対策との連携
 - ⑦ 患者等発生後の対応時における検疫所との連携
 - ⑧ 関係各機関及び関係団体との連携

第3 情報の収集、調査及び研究

発生届及び積極的疫学調査のICT化、入院・退院・死亡のICTによる報告等

第4 検査実施体制及び検査能力の向上

- (1) 基本的な考え方
- (2) 検査の実施体制
- (3) 検査能力の向上の方向性
- (4) 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築
- (5) 関係機関及び関係団体との連携

第5 移送体制の確保

- (1) 感染症の患者の移送ための体制の確保に関する考え方
- (2) 移送に係る人員体制
- (3) 消防機関との連携並びに民間事業者等への業務委託
- (4) 新興感染症等発生時の移送体制

第6 検査体制の確保等に係る目標

- (1) 目標設定に係る基本的な考え方
- (2) 検査体制の確保に係る目標
- (3) 保健所職員等の研修・訓練に係る目標
- (4) 保健所体制整備に係る目標
- (5) 検査体制の確保等に係る目標における方策

第7 宿泊施設に関する事項

- (1) 基本的な考え方
- (2) 県との役割分担

第8 外出自粛対象者の療養生活の環境整備

- (1) 基本的な考え方
- (2) 外出自粛対象者の健康観察等の体制
- (3) 健康観察や生活支援における県並びに関係機関・団体との連携
- (4) 施設等との連携及び感染症防止対策の推進

第9 啓発・普及・人権尊重

- (1) 基本的な考え方
- (2) 患者等への差別や偏見の排除並びに感染症に関する啓発及び正しい知識の普及
- (3) 患者情報の流出防止等
- (4) 国、他都道府県、医療関係団体、報道機関等との連携方策

第10 人材の養成及び資質の向上

- (1) 基本的な考え方
- (2) 研修会への参加及び講習会の実施
- (3) IHEATの活用及び実践的な訓練の実施
- (4) 医療機関及び医療機関団体等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上
- (5) 関係機関及び関係団体との連携

第11 保健所の体制確保

- (1) 基本的な考え方
- (2) 感染症予防に関する保健所体制の確保
- (3) 感染症対応における保健所業務と体制整備
- (4) 応援派遣等やその受入れ
- (5) 関係機関との連携

第12 緊急時対応

- (1) 国及び県等との連絡体制
- (2) 地方公共団体相互間の連絡体制
- (3) 関係団体との連絡体制
- (4) 国又は他の地方公共団体から派遣された職員や専門家の受入れ体制

第13 その他予防に関する重要事項

- (1) 施設内感染の防止
- (2) 災害防疫
- (3) 動物由来感染症対策
- (4) 外国人に対する対応
- (5) 薬剤耐性対策

第一 予防の推進の基本的な方向

目指す方向性

新興感染症の発生に備え、平時から関係機関との感染症対策ネットワークを構築する。

対応のポイント

- ① 関係機関と定期的な会議や研修を通し連携を強化する。
- ② 社会福祉施設やその所管課の感染症対策の意識の向上のための会議や研修会を実施する。
- ③ 滋賀県感染症連携協議会への参画により滋賀県・関係機関との連携を強化する。

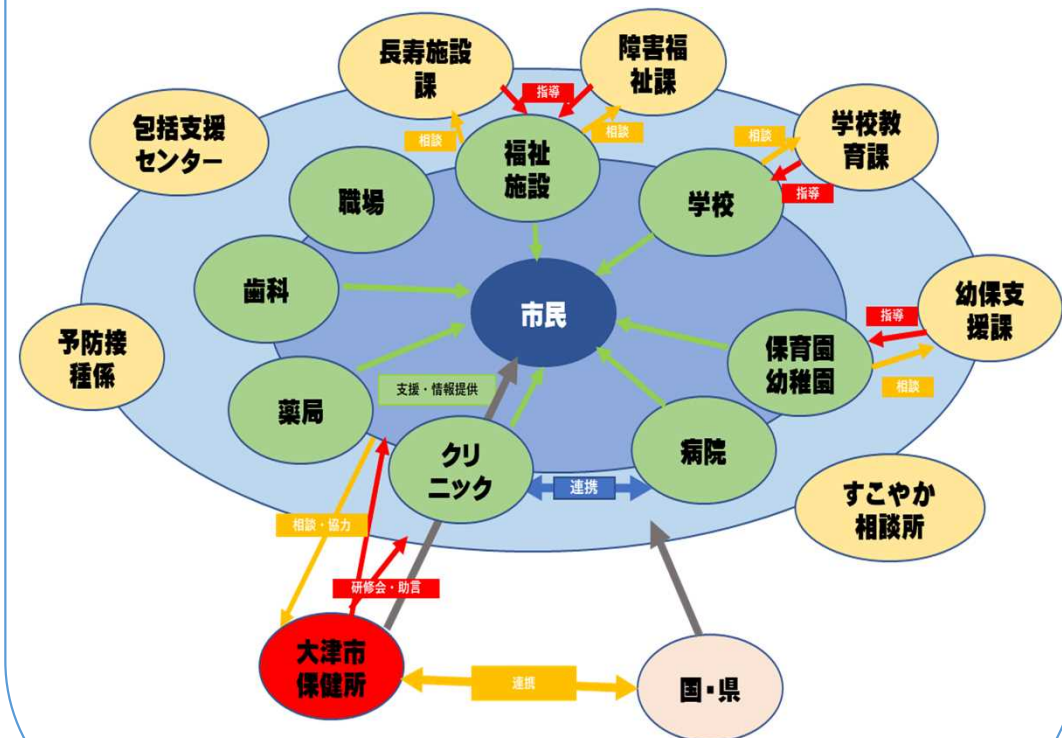
【新型コロナ感染症対応時の教訓・課題】

- 新型コロナの外来診療や入院を受け入れる医療機関の業務が逼迫した。
- 介護施設等での療養者が増加したが、対応に慣れていないため職員の不安や負担が高まった。
- 訪問看護事業所等への説明会を実施したが周知不足もあり参加・協力が得られなかった。

【対応策】

- 医療機関の規模による役割分担を会議や研修の場面で共有し、協力しあえる体制を整える。
- 社会福祉施設職員対象の研修会を所管課と共催で実施し有事の役割を共有する。
- 滋賀県感染症連携協議会で関係機関との情報共有に努める。

大津市保健所感染症ネットワーク



第二 予防及びまん延の防止のための施策

目指す方向性

関係機関との連携により、平時からの感染症発生予防及びまん延防止対策を実施する。

対応のポイント

- ①適切な発生動向調査事業の実施による感染症流行状況を把握する。
- ②滋賀県感染症対策連携協議会への参画による関係機関との連携強化を行う。
- ③関係部局との連携による感染症の集団発生防止を図る。
- ④保健所の体制強化を行う。

【新型コロナ感染症対応時の教訓・課題】

- 結核対策、予防接種業務など必要な業務の継続のための人員確保が必要だった。
- 社会福祉施設に感染症集団発生時の対応に慣れておらず、施設職員の不安が高まった。
- 感染症対応の経験がある保健所職員が少なく、対応が困難だった。

【対応策】

- 社会福祉施設や医療機関等関係機関と情報共有や研修会を実施する。
- 計画的な保健所職員の研修の実施及び配置の検討を行う。

第三 情報の収集、調査および研究

目指す方向性

適切な積極的疫学調査の実施および市民に対する適切な情報発信を実施する。

対応のポイント

- ①適切な積極的疫学調査を実施できる職員の養成する。
- ②滋賀県と協力し、必要な検体の確保に努める。
- ③滋賀県衛生科学センターとの協力により正しい情報を広く市民に発信する。

【新型コロナ感染症対応時の教訓・課題】

- 発生届に記載の住所や連絡先の間違いにより、対応に時間を要する事例があった。
- 疫学調査の経験がない職員が多く、対応が難しかった。
- 疫学調査の蓄積により、重症化等その後の経過を予測して患者指導を行うことができた。

【対応策】

- 医療機関に対し、発生届等書類の正しい記載を求める。
- 平時より疫学調査を含めた感染症発生時対応について専門職の研修会を実施する。
- 調査結果等の報告について医療DXを推進する。

第四 検査実施体制及び検査能力の向上

目指す方向性

検査需要に対応できる検査体制の確保及び人員の育成を推進する。

対応のポイント

- ① 感染症対応職員への検査(検体採取・検査対象者対応)に係る研修を実施する。
- ② 滋賀県衛生科学センターとの検査連携体制の強化を図る。
- ③ 平時からの民間検査機関との目標値を設定した協定を締結する。

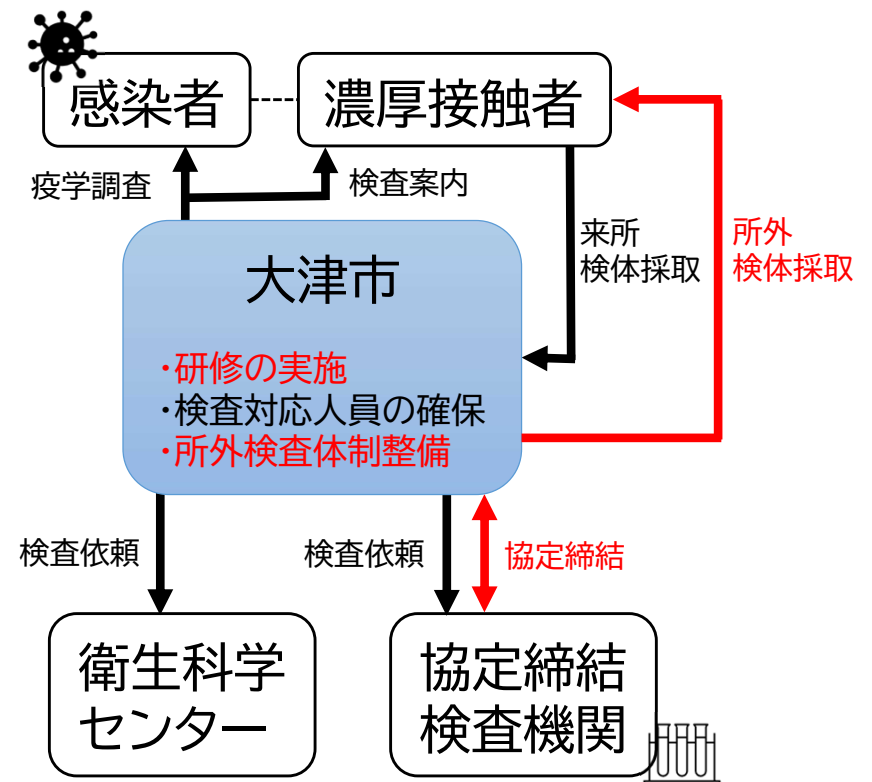
【新型コロナ感染症対応時の教訓・課題】

- 保健所検査従事者の感染リスクに対する不安の声が多かった。
- 検査需要増加から検査機関の業務ひっ迫による結果判明及び感染患者発見の遅れがあった。
- 来所困難者に対する検査対応方法の検討する。

【対応策】

- 感染症対応従事職員へのPPEの着脱及び検査等の実践的な研修を実施する。
- 複数社の民間検査機関との検査協定締結による検査の分散を図る。
- 所外検査対応体制の確保を行う。

体制関連図



第五 移送体制の確保

目指す方向性

感染症患者の情報の共有及び移送手段の確保を行い、円滑な移送を体制を整える。

対応のポイント

- ①感染症対応職員への移送に係る研修を実施する。
- ②平時からの消防機関及び民間移送業者との感染症患者の移送に関する協定を締結する。
- ③新興感染症発生時の移送に関する役割の明確化を図る。

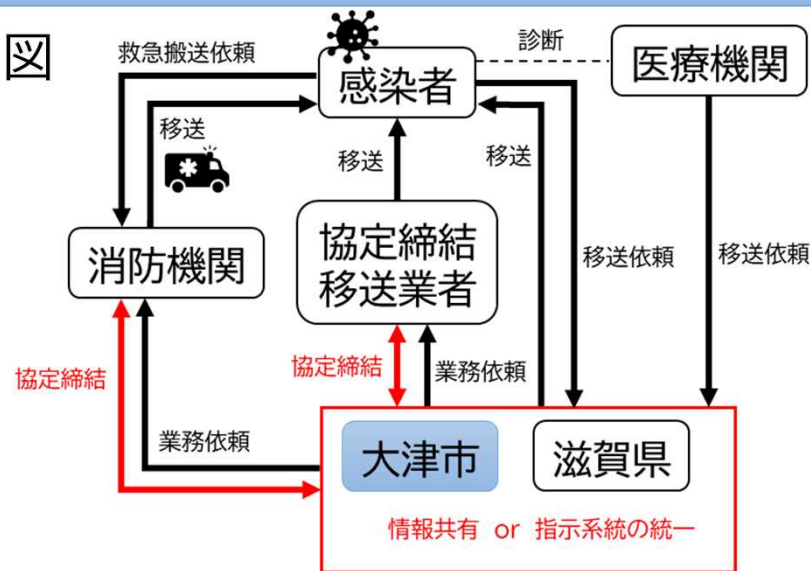
【新型コロナ感染症対応時の教訓・課題】

- 情報共有不足による滋賀県と大津市で移送対象者の重複があった。
- 市外医療機関で感染判明患者の移送待機時間の解消が必要であった。
- 消防機関の協力を得て移送はスムーズだった一方、消防職員が多忙となった。

【対応策】

- 滋賀県との密な情報共有もしくは、移送指示系統の統一化を図る。
- 市内のみではなく県内の移送可能業者複数社との協定の締結を行う。
- 消防機関との役割分担を明確にし、協定の締結を行う。

体制相関図



移送に係る役割分担

移送車	対応の可否			
	入院・入所			外来受診・透析通院等
	重症・中等症	軽症・無症状	要配慮	
保健所移送車	×	○	○	○
消防救急車	緊急性が高い場合(救急搬送):○ 保健所の移送能力を超える場合:△			×
民間救急車	△	○	○	○
民間機関移送車	×	○	○	○

第六 検査体制の確保等に係る目標(医療体制等の確保に係る目標-三)

目指す方向性

新型コロナウイルス感染症を踏まえた次期感染症に対応可能な目標を示し、体制を構築する。

対応のポイント

- ①検査体制に関する数値目標を設定する。
- ②感染症対応職員等の平時の研修及び訓練に関する目標を設定する。
- ③感染症対応職員等の確保に関する数値目標を設定する。

【新型コロナ感染症対応時の教訓・課題】

- 感染症業務への対応と応援職員への指導による本務職員への負担が増加した。
- 保健所への人員配置の遅れによる業務のひっ迫がみられた。

【対応策】

- 感染症業務対応職員に対する平時からの研修及び訓練の実施、マニュアルの策定を行う。
- 感染症対応職員の確保及び感染症対応業務の整理を行う。

設定目標値

検査に関する数値目標

検査実施機関	目標値【流行初期】 (1か月以内)	目標値【流行初期以降】 (6か月以内)
全体	検討中	
滋賀県衛生科学センター		
医療機関		
民間検査機関		

保健所職員等の研修・訓練に関する数値目標

項目	研修及び訓練の件数(回/年)
保健所の感染症有事体制の構成員を対象とした研修・訓練の回数	検討中

保健所の体制整備に関する数値目標

項目	目標人員数
流行開始から一か月間に想定される業務量に対応する確保人員数	検討中
即対応可能なIHEAT要員の確保数(IHEAT研修受講者数)	

第七 宿泊施設に関する事項

目指す方向性

県が協定を締結できるよう市内の施設との調整を行う。

対応のポイント

- ①市内宿泊施設に関する情報収集および県への情報提供を行う。
- ②協定に向けての必要な調整等への協力を行う。

第八 外出自粛対象者の療養生活の環境整備

目指す方向性

天津市内の医療機関や訪問看護事業所等の協力により安心して自宅で療養できる体制を整える。

対応のポイント

- ①保健師等専門職が即時に健康観察を実施できるよう平時から研修会を実施する。
- ②自宅療養中の健康観察や必要な医療提供がされるための連携強化を図る。
- ③滋賀県と連携し自宅療養者への物資の提供等、生活支援の実施する。

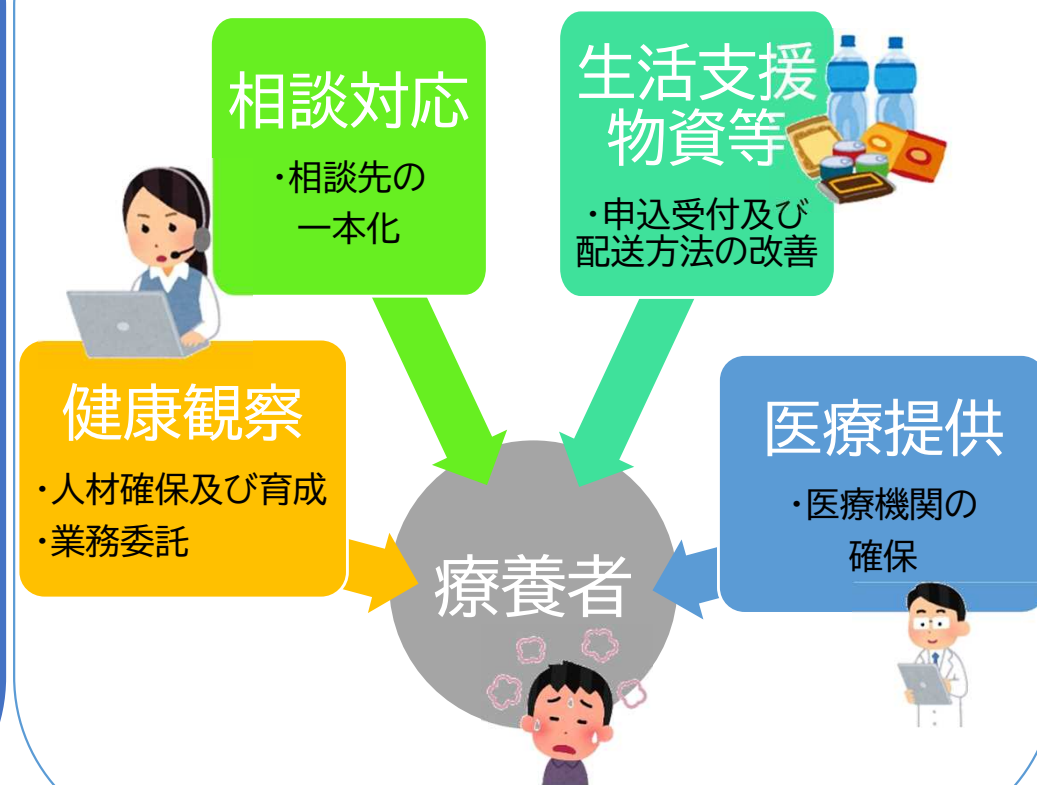
【新型コロナウイルス感染症対応時の教訓・課題】

- 健康観察実施職員が不足し、夜間にまで対応が及んだ。
- 自宅療養者の体調悪化時の受診先が不足し、感染症指定医療機関の負担が大きくなった。
(妊婦・年末年始等の休日は特に困難を来した)
- 物資希望者の電話が繋がらず、また配送に時間を要した。
- 自宅療養者・介護施設からの相談増加により、専用の相談電話を設置して対応した。
- 療養者への基本的な情報伝達手段が不足していた。

【対応策】

- 健康観察を実施する職員を確保する。
…保健師等の専門職への研修・訓練
訪問看護事業所等委託先の確保
- 自宅療養中の診療先を確保する。
…市内医療機関との協定、(委託先の確保:県の意向確認)
- 物資の申込方法・配送方法の改善(県の意向確認)
- 自宅療養者等からの相談先は当初から県と一元化
- 療養者への情報伝達手法の確保

環境整備イメージ図



第九 啓発・普及・人権尊重

目指す方向性

感染症に関する啓発、知識の普及および人権の尊重を推進し、感染者の社会復帰環境を整える。

対応のポイント

- ①感染症に関する正しい知識の普及・市民の不安解消のための相談窓口を設置する。
- ②疫学調査や健康観察業務に当たる職員の患者情報等の取扱いに関する研修を実施する。
- ③適切な情報公表のため滋賀県との連携強化を図る。

【新型コロナ感染症対応時の教訓・課題】

- 初期は患者差別により引越しを余儀なくされた事例が発生した。
- 関係機関より患者の住所など必要以上の情報提供を求められた。
- 滋賀県が大津市分も取りまとめて公表をすることで報道機関からの問合せによる情報公開の範囲の協議などが不要であった。

【対応策】

- 関係機関の協力や広報誌等を通じて感染症に関する正しい知識の普及に努める。
- 滋賀県との連携により適切な情報公表に努める。

第十 人材の養成および資質の向上

目指す方向性

定期的な研修等により市職員、市内の医療・介護等関係機関の感染症に関する知識の向上を図る。

対応のポイント

- ①大津市職員(保健師等専門職)の疫学調査等の感染症の実務に係る定期的な研修を実施する。
- ②関係機関との感染症発生を想定した合同訓練を実施する。
- ③滋賀県との連携によるIHEATの登録状況の確認や研修を実施する。

【新型コロナ感染症対応時の教訓・課題】

- 感染症対応の経験のある専門職が少なく、応援に入る前に研修会が必要であったり、限られた業務のみの応援となった。
- 感染症指定医療機関以外の医療機関は感染症の対応に不慣れなため、患者の受入れが困難であった。
- 介護職員は感染対策に不慣れなことから、自宅療養者への介護サービスが提供されない事例が多発した。
- 患者増加時には、職員不足により、すみやかに疫学調査を実施することができなかった。

【対応策】

- 保健師等専門職職員が即戦力になるための研修・訓練を実施する。
- 市内医療機関との感染症発生を想定した訓練を実施する。
- 医師会と共催で感染症対策に係る研修会を実施する。
- 市内医療機関の感染症対策担当者の連携のための会議を実施する。
- 市内介護施設の感染症対策担当者向けの研修会を実施する。
- 滋賀県と連携しIHEATの育成(県と調整)を行う。

第十一 保健所の体制確保

目指す方向性

新興感染症発生時に即応・保健所機能維持のための全庁応援体制と応援派遣の受入れ

対応のポイント

- ① 新興感染症発生時の対応ができる職員による応援体制の整備を行う。
- ② 感染症発生時にも保健所機能が維持できるように応援派遣・委託先を確保する。
- ③ 感染症発生時に関係機関からの協力を得るための平時からの準備(協定・訓練)を行う。

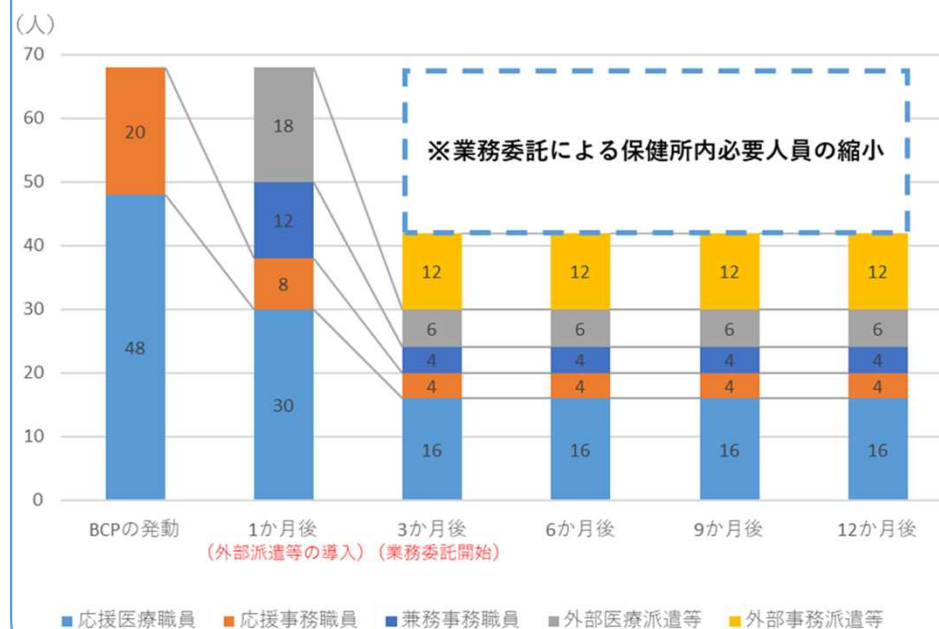
【新型コロナ感染症対応時の教訓・課題】

- 全庁から保健所への応援体制は組まれたが、業務経験のない職員の輪番制であったため、繰り返しの説明など本務職員の負担が大きかった。
- 訪問看護事業所等の関係機関や人材派遣や委託事業者の活用が不十分であったため、専門職の兼務期間が長期化した。
- 専門職の兼務期間が長期におよび、感染症対策以外の保健所機能が長期間縮小された。

【対応策】

- 保健所業務経験者を優先的に応援職員とできる体制を整備
- 相談センター業務など県と一元化できる業務は初期から一元化とし、同時期に人材派遣や委託事業者を活用できるように滋賀県との連携を密にする。(県と協議)
- 訪問看護事業所等の関係機関と予め業務委託のための協定を締結し、感染症発生に備え、説明会(研修会)を実施する。(県と協議)

保健所内人員計画



第十二 緊急時の対応

目指す方向性

国・県からの情報収集および医療機関や消防機関との連携により早期に対応体制を整える。

対応のポイント

- ①国・県からの情報収集および必要な情報の提供など連携を図る。
- ②医師会、医療機関や消防機関との連携により対応体制を整える。
- ③市のみで対応困難な事案発生時には国・県から専門家の派遣を要請し適切な対応を講じる。

【新型コロナ感染症対応時の教訓・課題】

- クラスター発生時には県のクラスター班の同行調査を依頼した。
- 消防機関とは定期的に情報共有を実施していたが、医師会等医療機関との情報共有は十分にできなかった。

【対応策】

- 県が指定する医療機関等、方針を平時から把握に努める。
- 有事の時にも関係機関と情報共有の場を持てるよう、マニュアルを整備する。

第十三 その他予防に関する重要事項

目指す方向性

平時からの関係機関との連携及び対応強化による感染症対策を実施する。

対応のポイント

- ①災害発生時の感染対策のマニュアルの定期的な見直しと関係機関との連携を図る。
- ②動物愛護センター等との連携による動物由来感染症対策を行う。
- ③薬剤感受性検査や抗生剤投与状況の把握を行う。
- ④多言語対応の体制整備を行う。

【新型コロナ感染症対応時の教訓・課題】

- 災害発生時の感染症患者の避難方法について事前に消防機関及び災害対策部局との協議し、情報を共有できていた。
- 日本語が通じない感染者等に対する説明等の準備が不足していたため、対応に苦慮した。

【対応策】

- 災害発生時の避難方法等を平時より関係部局等と協議し、体制整備及び情報共有を行う。
- ホームページ及び説明文書等について多言語対応できるよう関係部局と連携し、迅速に対応する。